

# 入院時食事療養費の改定について

令和8年6月1日より、入院時の食事療養費が改定となります。

また、今回の改定については厚生労働省からの通知によるものですので、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

対 象 者		標準負担額(1食あたり)	
		令和8年 5月31日まで	<u>令和8年 6月1日以降</u>
①	一般の方(現役並み所得者)	510円	<u>550円</u>
②	③・④に該当しない指定難病患者及び小児慢性特定疾患児童	300円	300円
③	住民税が非課税世帯の方(低所得Ⅱ・入院90日目まで)	240円	<u>270円</u>
	住民税が非課税世帯の方(低所得Ⅱ・入院90日以上長期入院)	190円	<u>220円</u>
④	住民税が非課税世帯に属する老齢福祉年金受給権者の方(低所得Ⅰ)	110円	<u>130円</u>